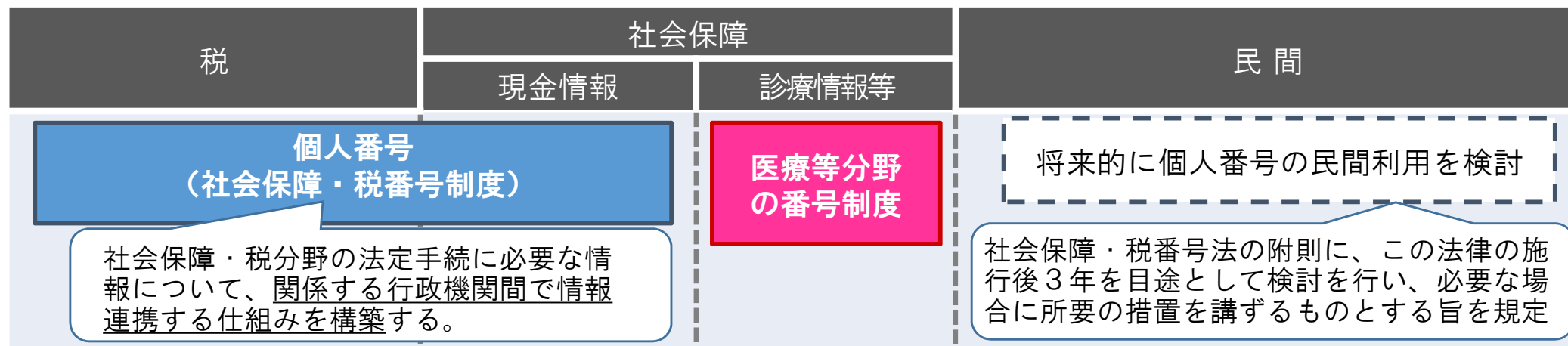


# 医療等分野の情報連携に用いる識別子（I D） の体系に関する参考資料

# マイナンバー制度でのマイナンバーの利用範囲について

○ マイナンバー制度は、行政機関等が保有する情報を情報連携の対象とし、社会保障・税・災害対策の分野で利用することとされている。

(※) 番号制度の創設時の検討過程（平成23年6月政府与党社会保障税番号大綱）では、医療情報は機微性が高いので、医療分野は、マイナンバーとは別の番号とする整理とされた。



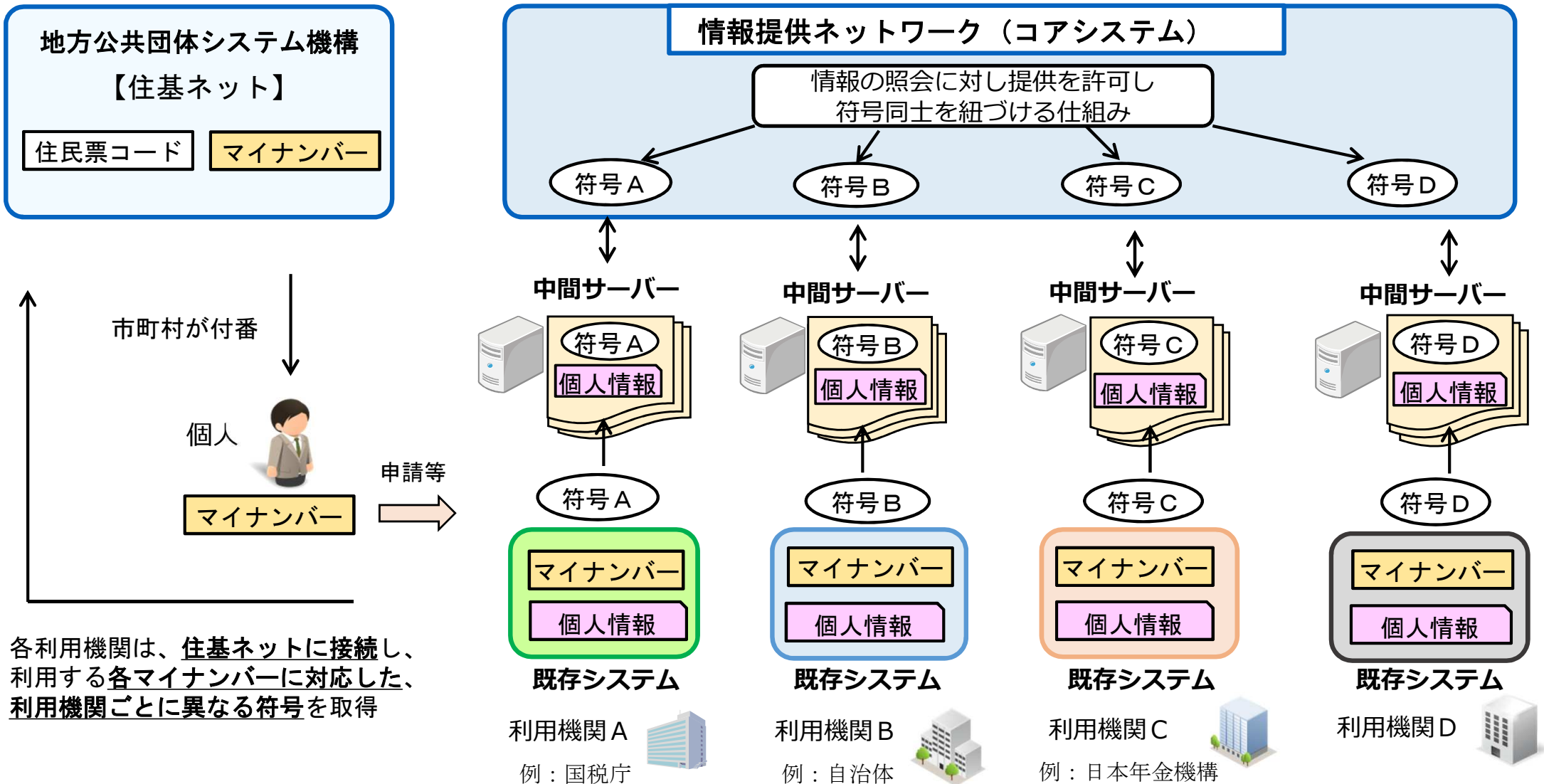
○マイナンバーの利用範囲（番号法別表）「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

|                                                          |        |                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会保障分野                                                   | 年金     | <b>年金の資格取得・確認・給付に利用</b><br>○国民年金法、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務<br>○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務                                                                               |
|                                                          | 労働     | <b>雇用保険等の資格取得・確認・給付。ハローワーク等の事務に利用</b><br>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務<br>○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等                                           |
|                                                          | 福祉・医療等 | <b>保険料徴収等の医療保険者の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等に利用</b><br>○健康保険法、介護保険法等による保険給付、保険料の徴収に関する事務<br>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務<br>○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務<br>○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 等 |
| 税分野                                                      |        | 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用                                                                                                                                  |
| 災害対策                                                     |        | 被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用                                                                                                                                                   |
| 上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用 |        |                                                                                                                                                                           |

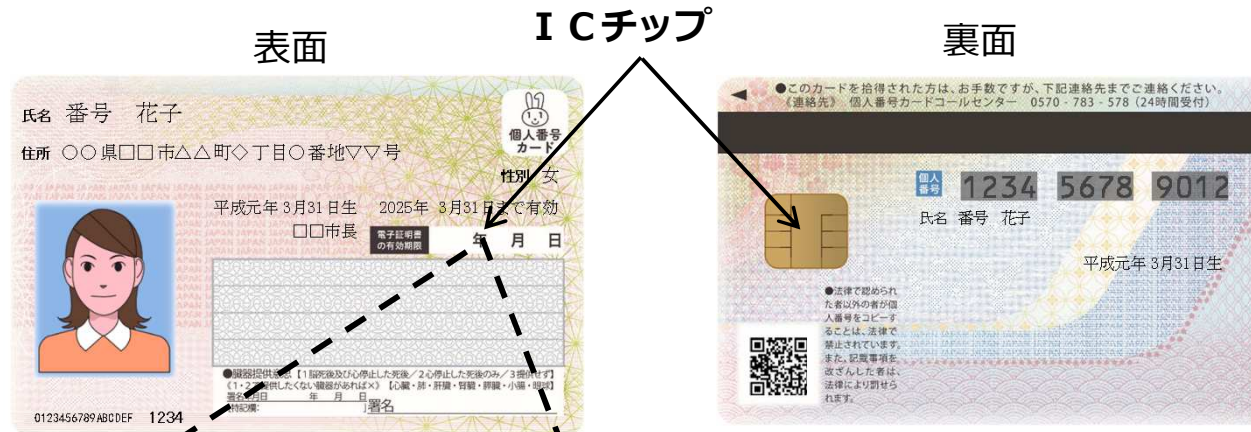
# マイナンバー制度における情報連携の仕組み

- 番号制度の情報連携は、①マイナンバーを直接用いず、各機関ごとに振り出された符号を利用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止する、②情報連携の対象となる個人情報、各利用機関の既存システムから中間サーバーに収載し、照会に対し自動的に提供する、安全で効率的な仕組みとしている。

## 平成29年7月～ 地方公共団体・医療保険者の情報連携



# 個人番号カードの機能と期待される活用方法



カードの裏面にあるマイナンバーは、数字が見えにくくなるように表示

定められた利用目的以外でのマイナンバーの書き写し等は不正利用であり、法律で禁止されている

## マイナンバー（カード裏面の12桁の番号）ではなく ICチップの領域を活用した方法

### 公的個人認証

電子証明書

#### 公的個人認証の活用例

- ・ e-tax などインターネットの行政手続きでの本人確認
- ・ インターネットでの預金口座の開設等
- ・ マイ・ポータルの本人確認（番号制度で検討）

### 独自利用領域に

カードアプリケーションを搭載

カードアプリケーション

#### 現在の住基カードでの活用例（条例を制定）

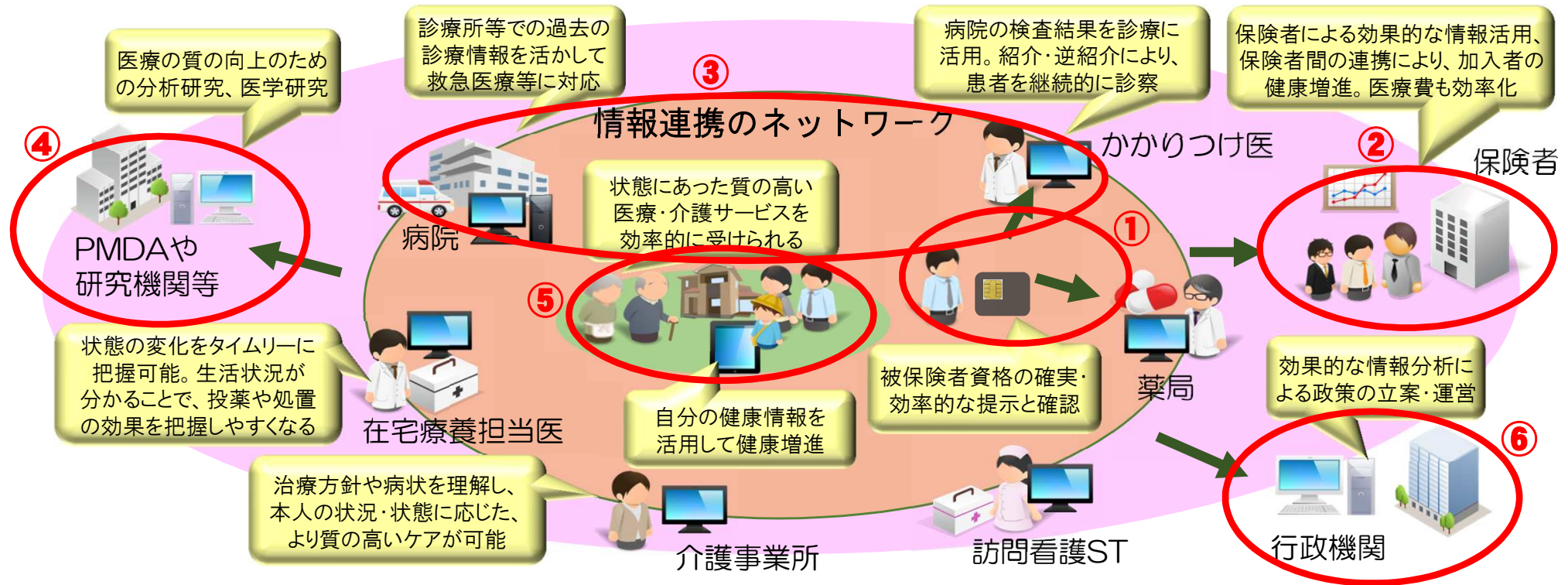
- ・ 住民票、印鑑証明書、税証明書等の交付サービス（事業者と協定して、コンビニでの交付も実現）
- ・ 図書館の利用カード
- ・ 商店街のポイントサービス（長浜市）

※ ICチップに搭載するカードアプリケーションは、独自サービスの提供に必要な情報を登録し、それぞれのサービスに専用に利用される。他のサービスからの利用・参照ができないなど、セキュリティも配慮されている。

# 医療等分野での番号による情報連携が想定される利用場面（ユースケース）

（※）医療等分野での番号（電磁的な符号を含む）を用いた情報連携

（中間まとめ参考資料）



①

## 医療保険のオンライン資格確認

受診時の被保険者資格の提示と確認を、オンラインで確実・効率的に行う。公的医療サービスの公正な利用の確保、請求支払事務の支援・効率化にも資する。

②

## 保険者間の健診データの連携 （資格異動時の健診データの活用等）

保険者が、加入者の健診データを効果的に活用。加入者の健康増進につなげる。質の高い医療資源の有効な活用につながり、医療費も適正化される。

③

## 医療機関・介護事業者等の連携 （地域レベル、複数地域間での連携）

病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用、患者を継続的に診察。救急医療で、他医療機関での過去の診療情報を確認、適切な救急医療を提供。医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

④

## 健康・医療の研究分野 （コホート研究、大規模な分析）

レセプトNDB（ナショナルデータベース）の活用。コホート研究（追跡研究）、大規模な分析研究を推進。その成果を医療の質の向上につなげる。行政はデータ分析の結果を政策の立案・運営に活用

⑤

## 健康医療分野のポータルサービス （医療健康履歴の確認、予防接種の案内）

国民が自ら健康・医療の履歴や記録を確認できる仕組み（PHR）を整備、健康増進に活用。予防接種等の履歴の確認やプッシュ型の案内が可能になる。

⑥

## 全国がん登録

がんの罹患、診療、転帰等の状況をできるだけ正確に把握・調査研究に活用。成果を国民に還元

## 日本再興戦略 改訂2015－未来への投資・生産性革命－(平成27年6月30日閣議決定)＜抜粋＞

総論 II 2 ローカル・アベノミクスの推進 ii)医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

### ○ 医療等分野における番号制度の導入

- ・ セキュリティの徹底的な確保を図りつつ、マイナンバー制度のインフラを活用し、医療等分野における番号制度を導入する。  
【2018年から段階的運用開始、2020年までに本格運用】
- ・ 地域の医療機関間の情報連携や、研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取扱いルールを検討する。【本年末までに一定の結論を得る】

## 二 戦略市場創造プラン テーマ1:国民の「健康寿命の延伸」 (3)新たに講ずべき具体的施策

### ②医療・介護等分野におけるICT化の徹底

#### ・ マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入

公的個人認証や個人番号カードなどマイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を導入することとし、これを基盤として、医療等分野の情報連携を強力に推進する。具体的にはまず、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、医療機関の窓口において個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とし、医療等分野の情報連携の共通基盤を構築する。

また、地域の医療情報連携や研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取扱いルールについて検討を行い、本年末までに一定の結論を得て、2018年度からオンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始し、2020年までに本格運用を目指す。

## 安倍総理発言 平成27年5月29日産業競争力会議課題別会合

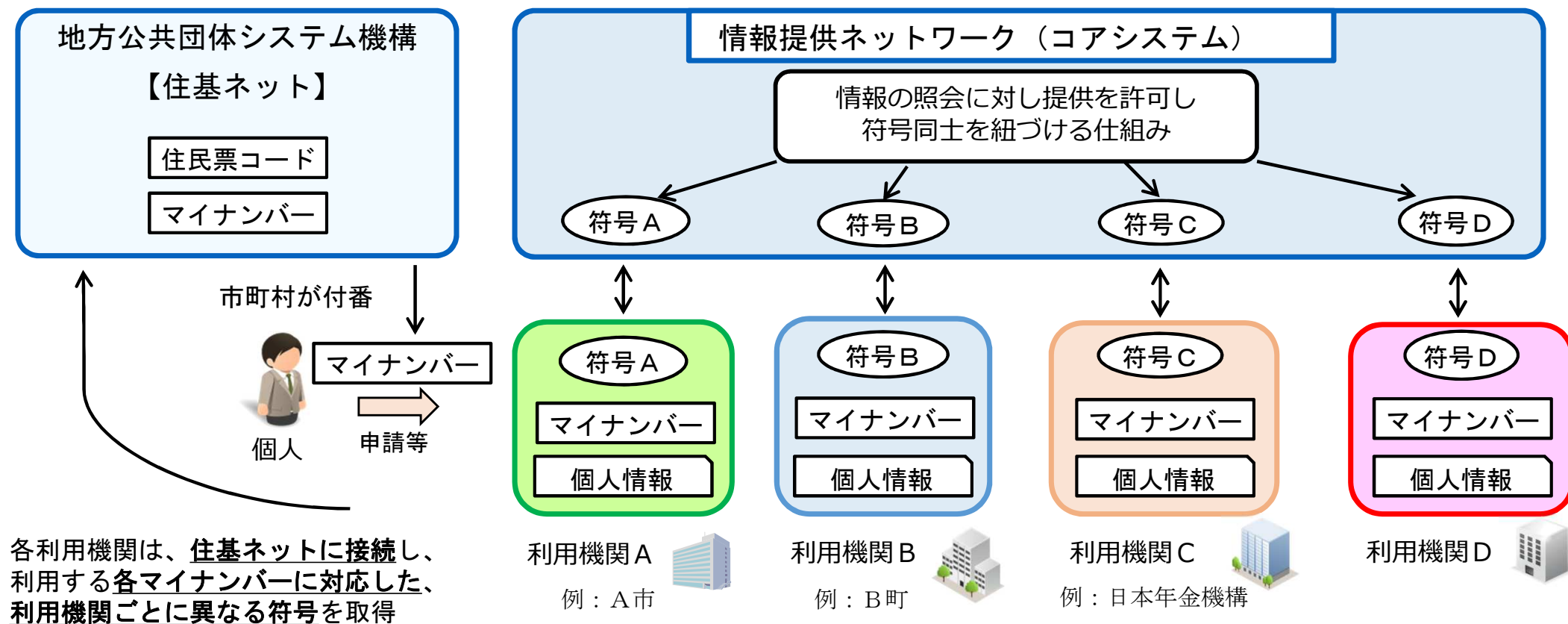
今年の10月から始まるマイナンバーを活用して、社会生活の隅々まで変革をします。このマイナンバーの利用範囲を税、社会保障から、今後、戸籍、パスポート、証券分野までの拡大を目指して、一気に電子化を進めます。

特に、医療分野について、『2020年までの5か年集中取組期間』を設定します。全国の病院や薬局で、マイナンバー・カード1枚を提示するだけで、健康保険の確認や煩雑な書類記入がなくなるようにいたします。また、薬局ごとに作っているお薬手帳も、電子化することによって一本化します。

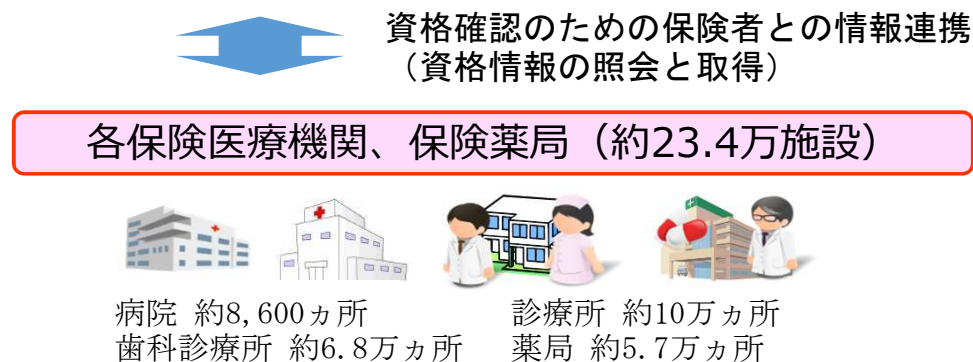
2020年には大規模病院での電子カルテの普及率を9割以上に引き上げます。地域の大病院、診療所、介護施設をネットワーク化することで、患者は、重複検査や重複投薬から解放され、一貫した医療介護サービスを受けることが可能となります。

# マイナンバー制度のインフラによる情報連携の仕組み

- 番号制度のインフラでは、番号の利用機関同士の情報連携（情報照会と情報提供）を行う場合、マイナンバーを直接用いず、各機関ごとにマイナンバーに対応して振り出された機関別符号を利用する。これにより、マイナンバーで芽づる式に情報が漏えいすることを防止する仕組みとしている。



- 保険医療機関・保険薬局（約23.3万施設）がそれぞれ住基ネットに接続して機関別符号を取得し、情報提供ネットワークに接続するのは、各医療機関の負担や制度全体でも大きなコストがかかり、実務上の課題がある。

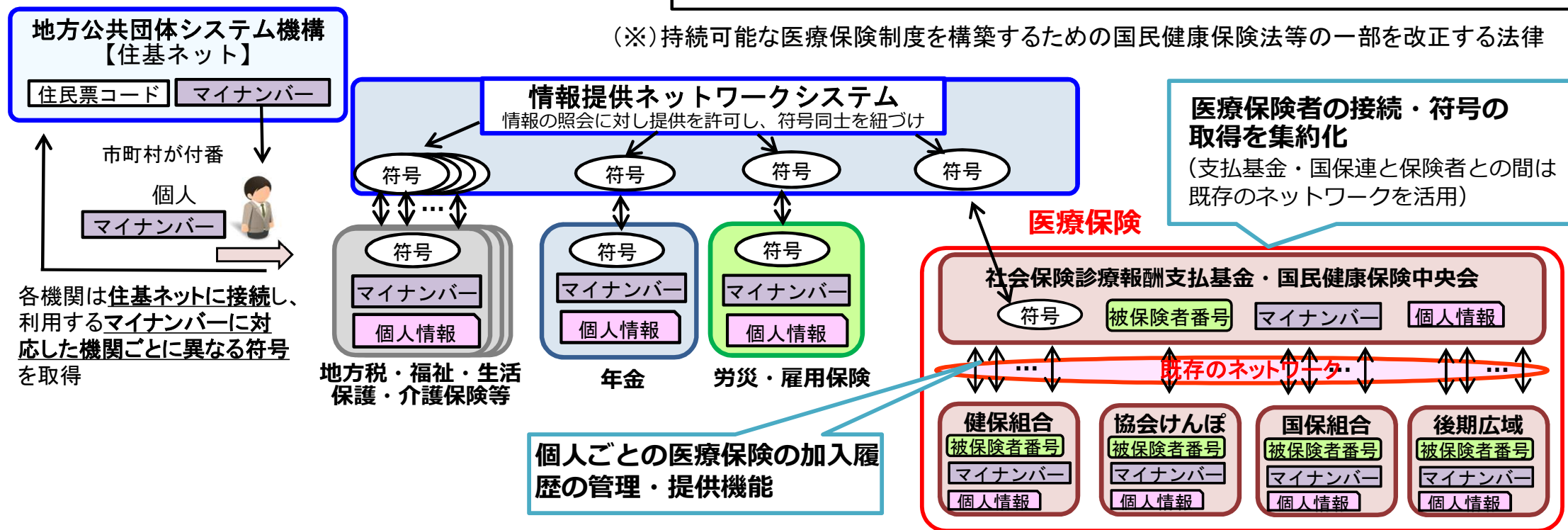


**保険者事務の支払基金・国保連への共同委託の法的整備**（平成27年国民健康保険法等改正）

- 個人番号制度の施行に伴い、保険者は住基ネットに接続して符号を取得し、情報提供ネットワークへの接続が必要。
- 保険者が個別に接続するとコスト大
- ※ 被保険者が異動するつど住基ネットに接続して符号を取得し、保険者ごとに住基接続の固定費や体制確保が必要。

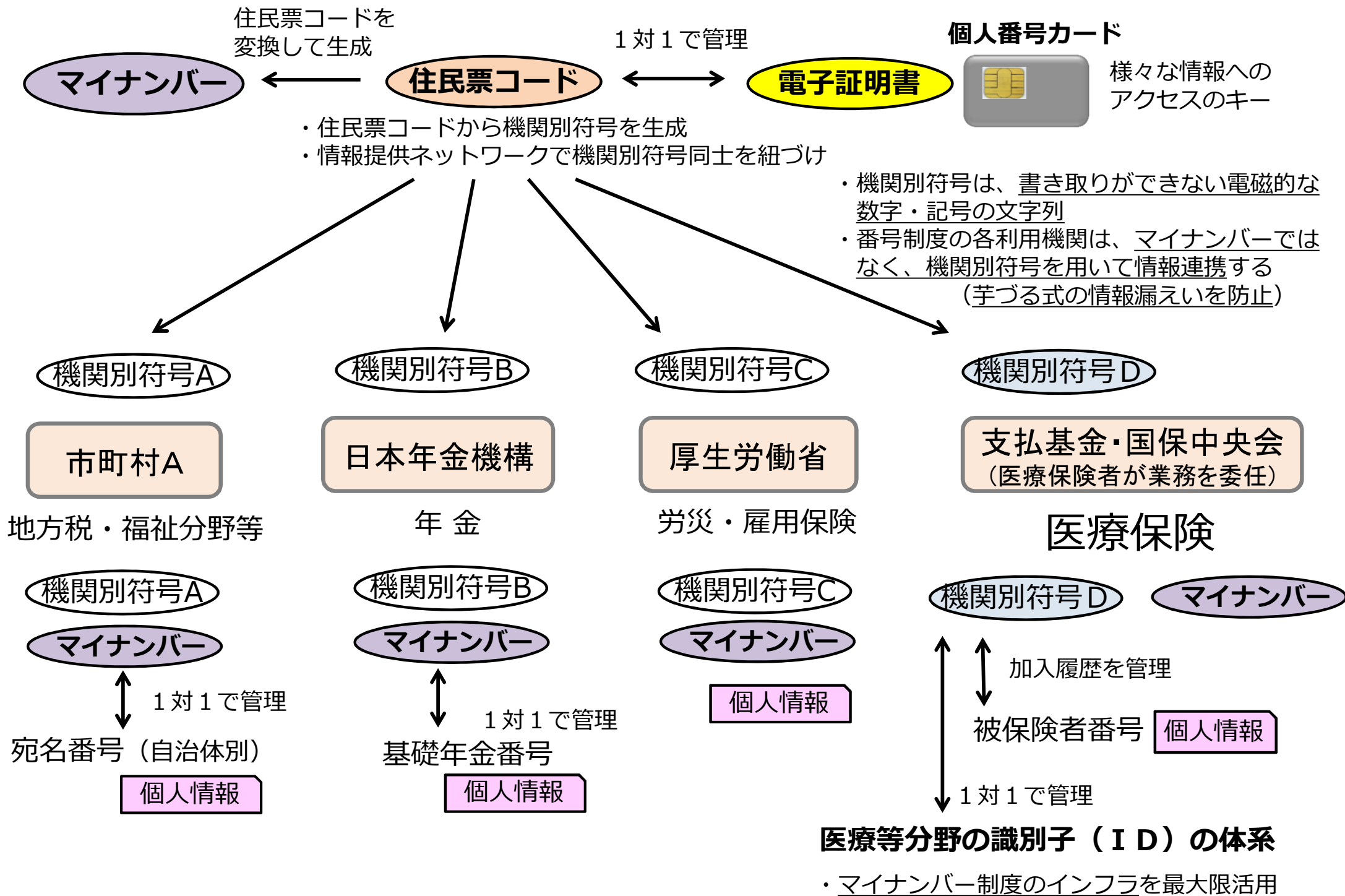
- 支払基金と国保連が保険者の委託を受け、住基ネットと情報提供ネットワークに一元的に接続し、保険者の負担を軽減。
- あわせて、医療保険の加入履歴の管理・提供機能により、保険者間での情報連携を効率化。
- ※ 国保の資格取得申請時の資格証明書の添付省略等
- 保険者が保険給付、保険料徴収等に関する情報の収集、利用等に関する事務を支払基金又は国保連に共同して委託できることとする等の法律改正を行う（平成27年5月成立・公布。平成28年4月施行）

(※)持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律



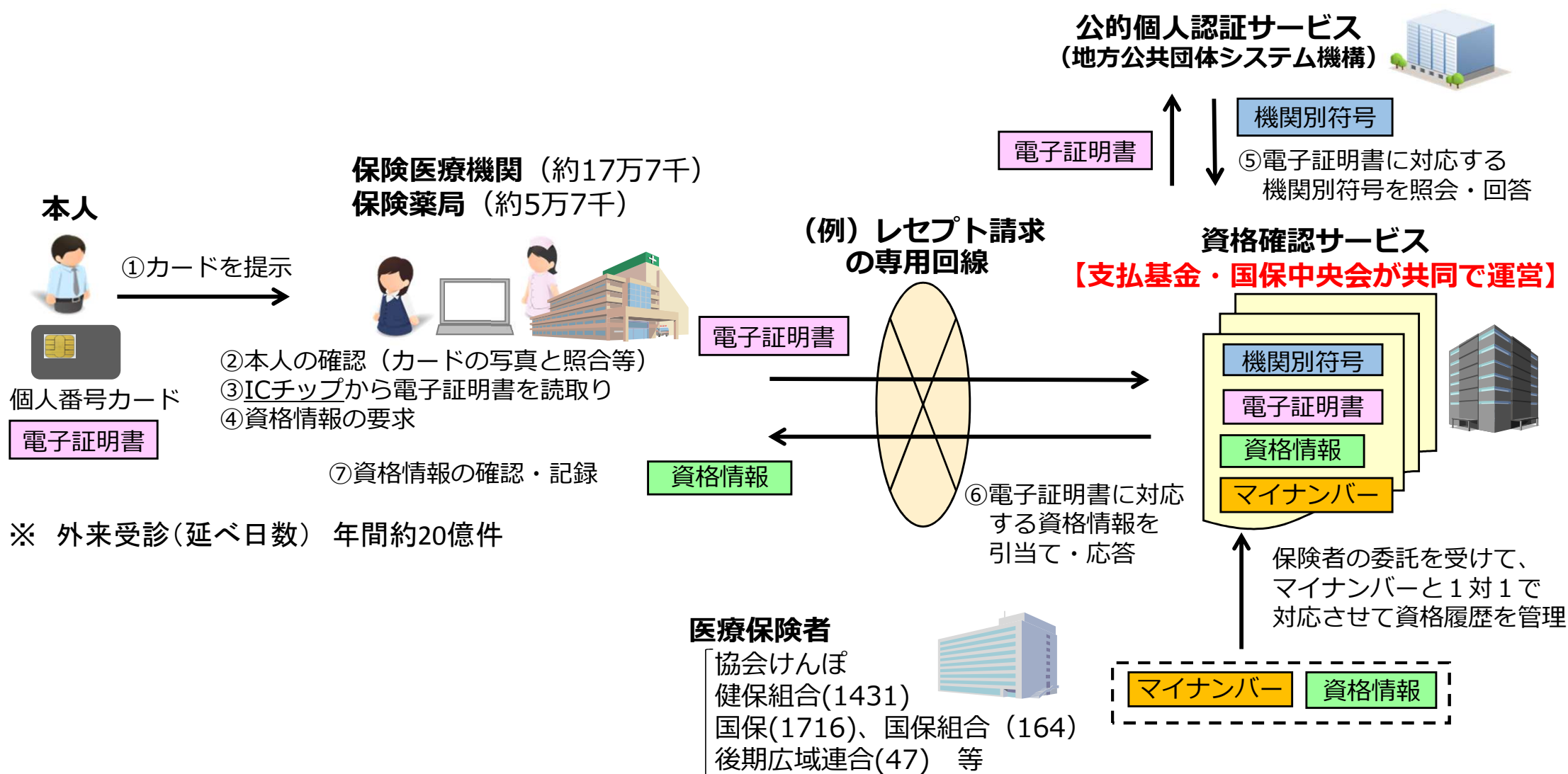
※情報ネットワークとの接続(符号の取得等)は便宜上、支払基金が行う

※被保険者番号は、被保険者証記号・番号が個人毎に付与されている場合は記号・番号を、世帯毎等で同一の場合は記号・番号に枝番等を付番して利用。

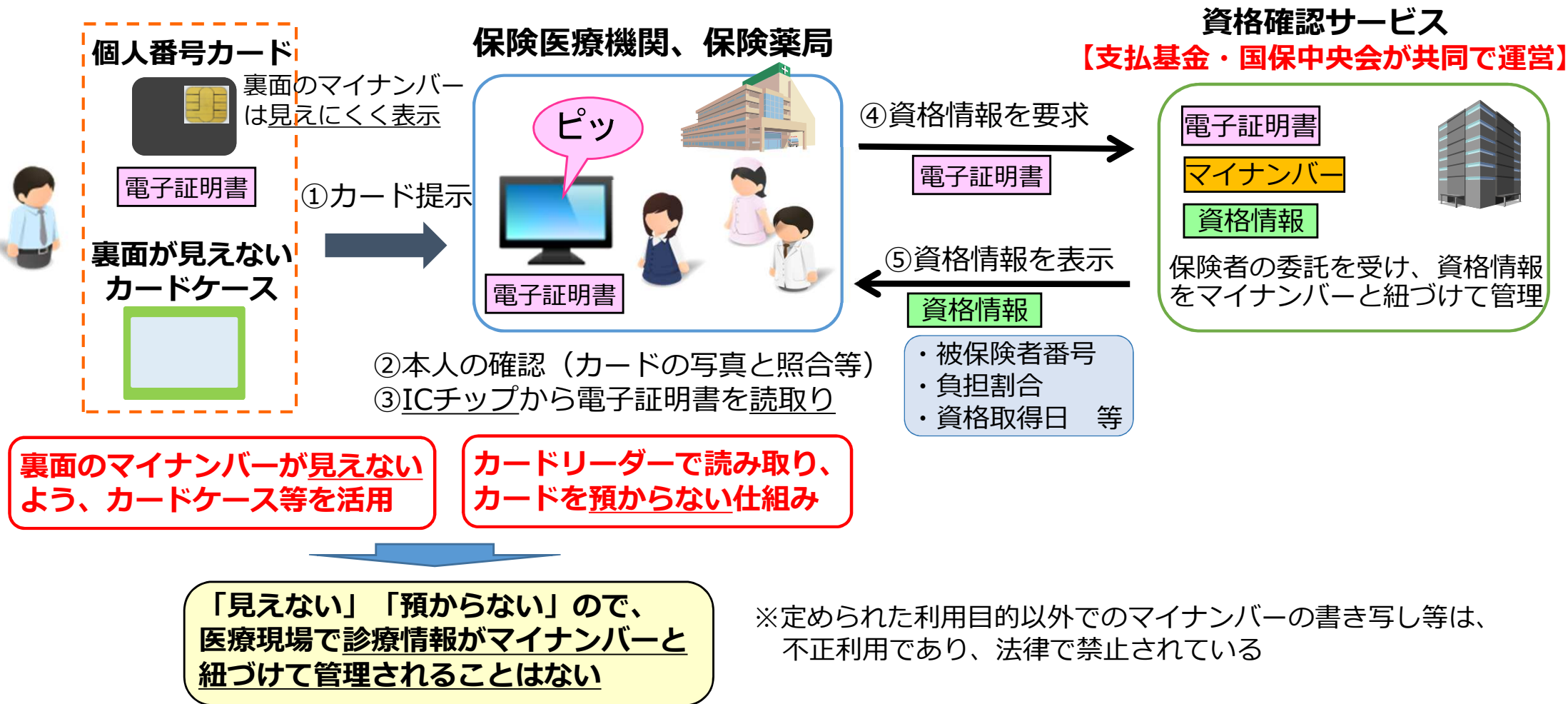


# 医療保険のオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

- 公的個人認証の仕組みを活用して、保険医療機関等は、個人番号カードから電子証明書を読み取り、資格確認サービスを運用する社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会に資格情報の照会・確認を行う。



# オンライン資格確認でのカードの運用（イメージ）



※実際の運用は、医療機関・保険者等の関係者で協議して決めていく

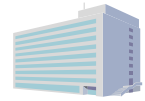
「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 中間まとめ」（平成26年12月10日）抜粋

個人番号カードを用いる場合、ICチップをカードリーダーで読み取り個人番号カードを預からない安全な仕組みや、表面のみが見えるカードケースの活用など、マイナンバーが視認されて不正に利用されることを防止する仕組みが確実に担保されるよう、検討する必要がある。

# 公的個人認証を活用したオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

## 機関別符号の取得（準備段階）

医療保険者



マイナンバー  
資格情報

※番号制度のインフラを基本的に活用  
※市町村国保分は国保ネットワークを活用

① 支払基金・国保中央会が保険者の委託を受けてマイナンバーと1対1で資格情報を管理

支払基金・国保中央会

マイナンバー  
資格情報



マイナンバー  
機関別符号①

② 支払基金・国保中央会が全保険者の機関別符号を取りまとめて取得

※符号の取得は支払基金がJ-LISとの窓口になって行う  
※符号は保険者を異動しても変わらない医療保険の符号となる

※関係者との調整によって変り得る

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

住基ネット経由

住民票コード



情報提供ネットワークシステム経由

## 電子証明書と資格情報を突合させる（初回の受診時）

本人



保険医療機関（約17万7千）  
保険薬局（約5万7千）

電子証明書

レセプト請求の専用回線経由

③ ICチップから電子証明書を  
読み取り、資格情報を請求

支払基金・国保中央会



電子証明書

④ 支払基金からJ-LISに  
電子証明書に対応する  
機関別符号を照会

マイナンバー  
資格情報  
機関別符号①

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

電子証明書



住民票コード

機関別符号②

⑤ J-LISは、電子証明書の  
シリアル番号に対応する  
住民票コードを引き当て、  
情報提供NW経由で機関別  
符号を支払基金に送付

※機関別符号①と機関別符号②は  
支払基金が窓口であり同じ符号

⑥ 支払基金は、既に取得している機関別符号①と、新たに電子  
証明書に対応して送付された機関別符号②をキーにして、  
電子証明書に対応した資格情報を1対1で突合させる

※外来受診（延べ日数）  
年間約20億件

## 保険医療機関等への資格情報の送付（突合させた後）

保険医療機関・保険薬局

電子証明書

資格情報

⑦ 支払基金・国保中央会は、  
電子証明書に対応した資格  
情報を保険医療機関等に提供

支払基金・国保中央会

マイナンバー  
電子証明書  
資格情報  
機関別符号



電子証明書

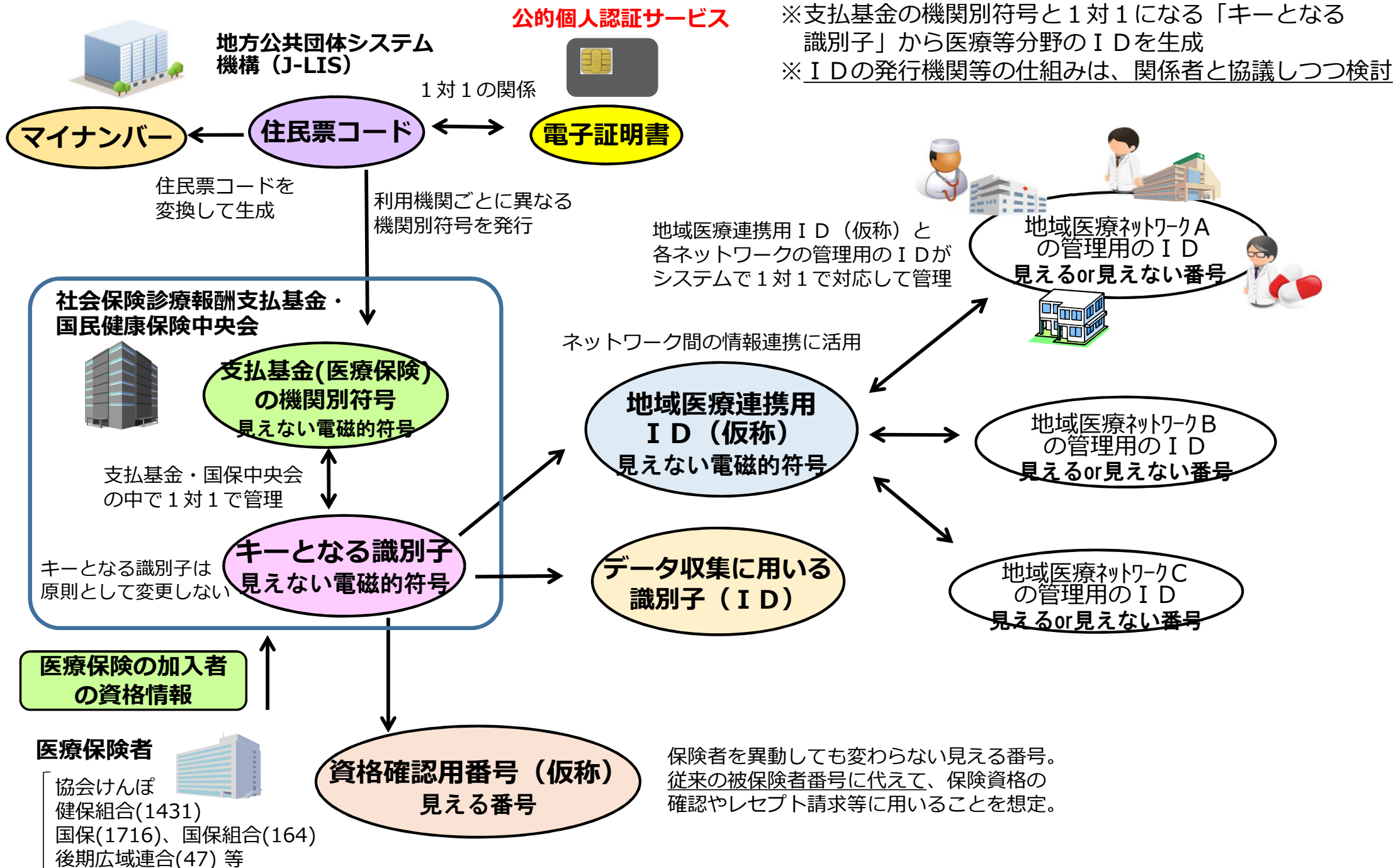
⑦ 電子証明書の  
有効性を確認

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

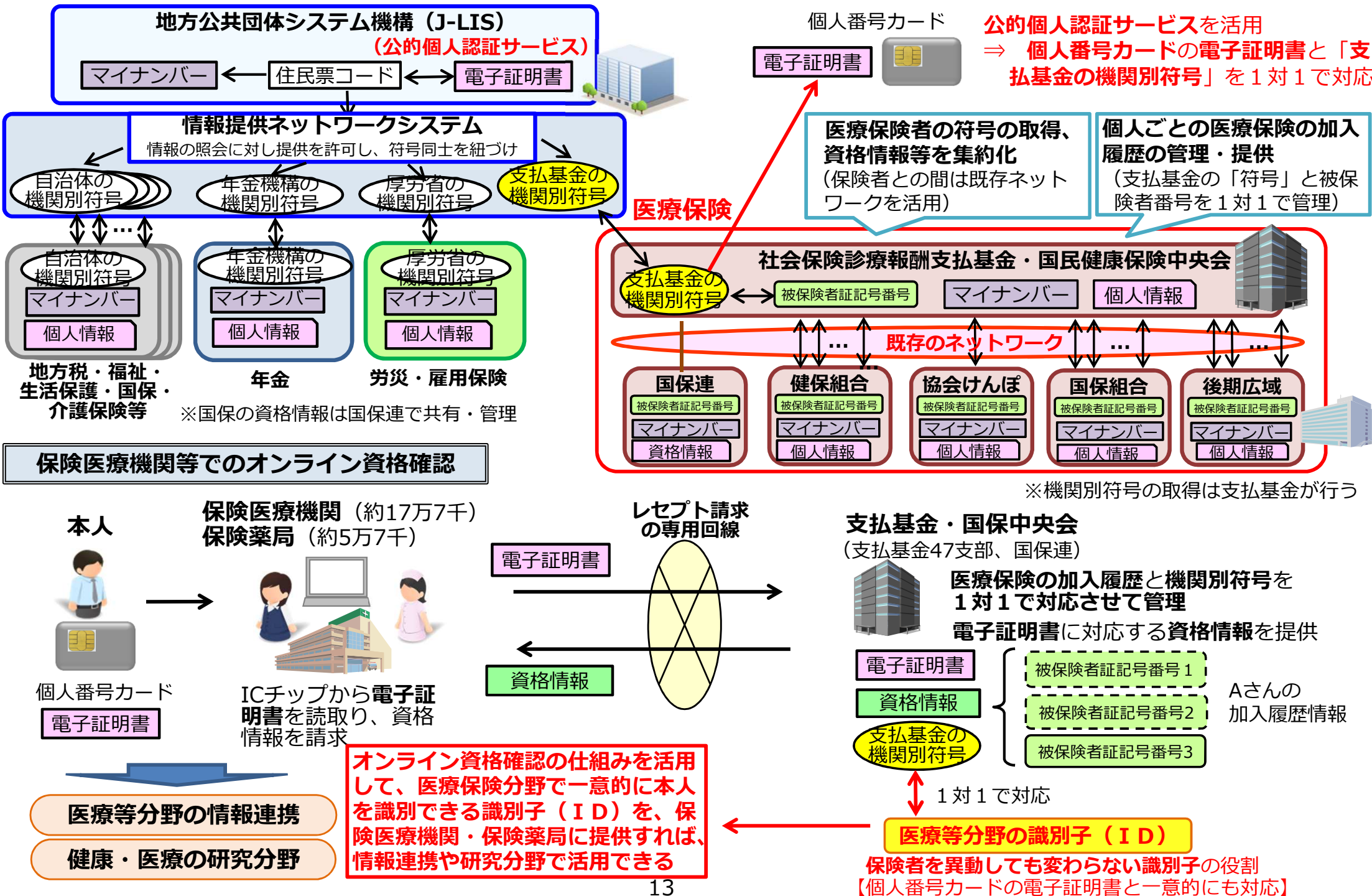


※突合後は、電子証明書の有効性のみを確認  
※突合後は、患者がどの医療機関に受診しても、  
その医療機関から照会された電子証明書に対応  
する資格情報を提供できる

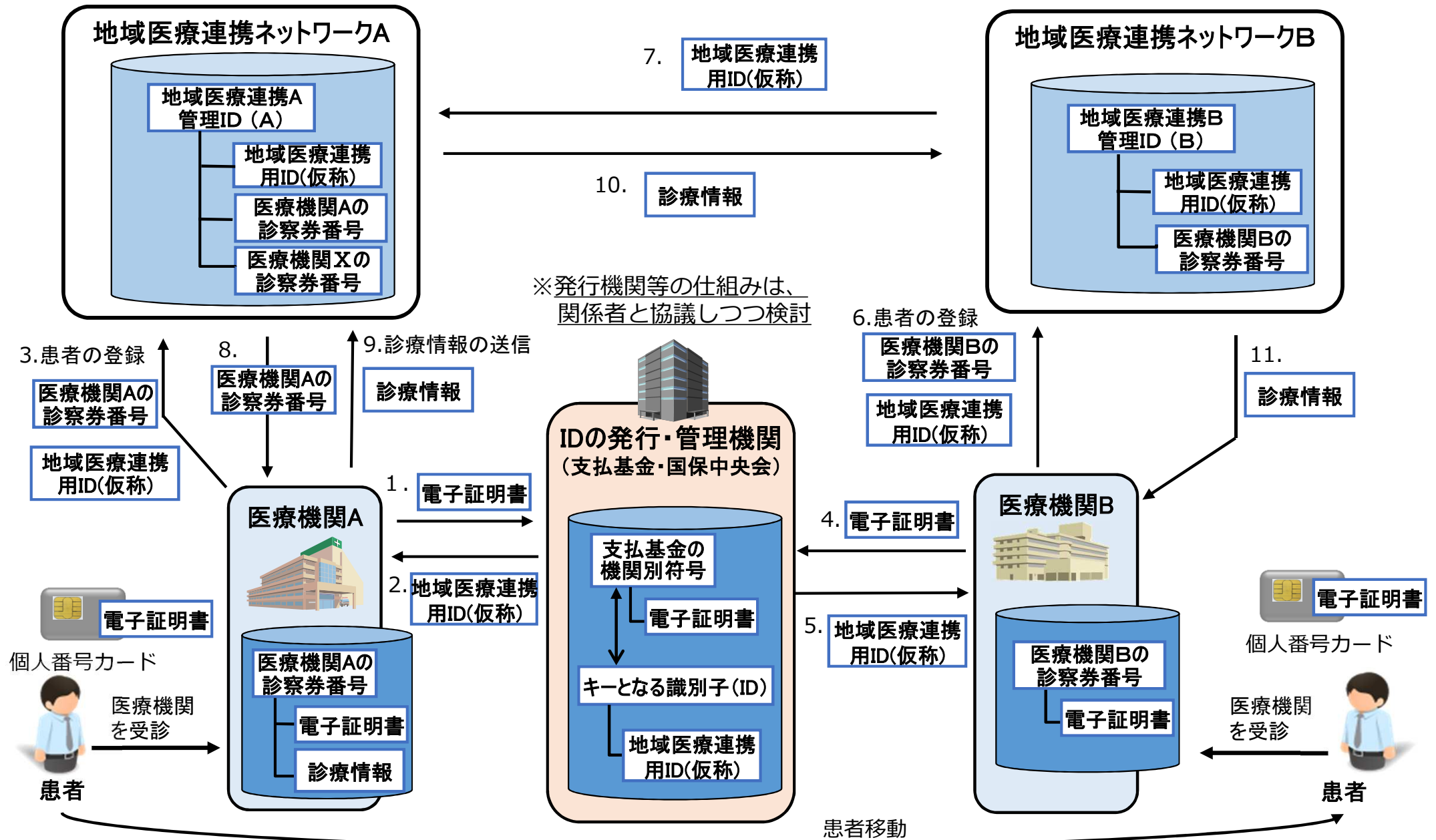
# 医療等分野の識別子（ID）の体系のイメージ



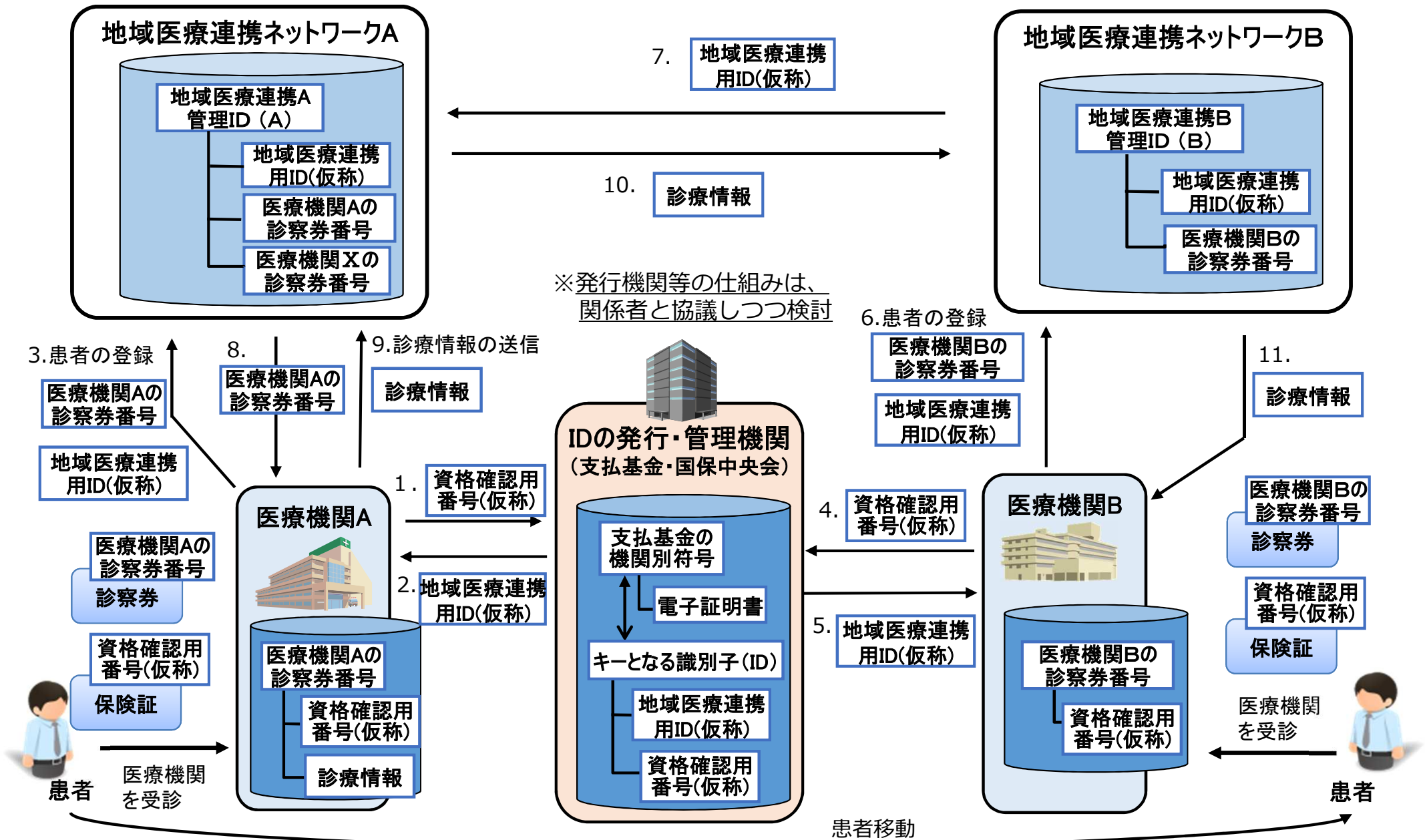
# マイナンバーのインフラを活用した医療等分野の識別子（ID）の体系のイメージ



# 地域医療連携用ID(仮称)を活用した地域医療連携ネットワーク間の 情報連携のイメージ①(個人番号カードの活用)



# 地域医療連携用ID(仮称)を活用した地域医療連携ネットワーク間の 情報連携のイメージ② (過渡的な対応のイメージ)

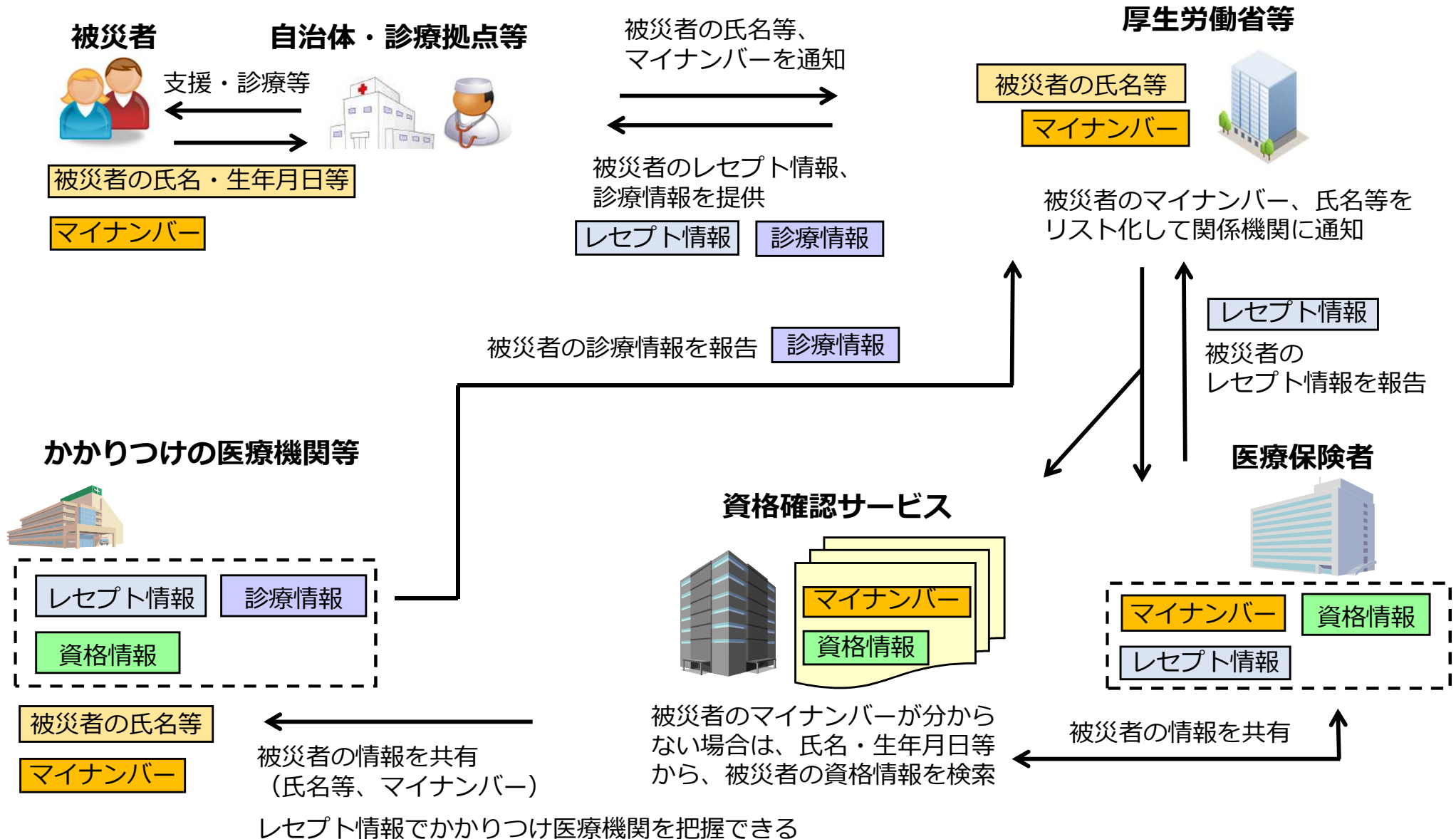


# 大規模な災害時での対応（イメージ）

（中間まとめ参考資料）

○ 大規模な災害時には、関係行政機関等で、被災者の氏名等によりマイナンバーを確認し、マイナンバーと紐づけてレセプト情報や診療情報を、現場の医療従事者等に伝え、被災者への支援を行う。

（※）現行の番号法では、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報の提供が認められている。



# 医療等分野における識別子（ID）の活用（イメージ）

- 医療等分野の識別子（ID）については、マイナンバー制度のインフラと既存の医療保険のインフラをうまく活用して、安全で効率的な情報連携のインフラを整備していく。

